

## 社会福祉法人 青丘社 役員活動費・旅費・費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、青丘社役員についての活動費・旅費及び費用弁償の支給について規定する。

(種類)

第2条 役員活動費については、活動内容に応じ、応分の支給をする。

第3条 役員旅費及び費用弁償は、理事長が召集した会議等に支給する。

- 1 理事会
- 2 評議員会
- 3 監事監査
- 4 その他の会議・出張等

(支給額)

第4条 旅費は別表1の通りとする。

- 2 費用弁償は別表2の通りとする。

(補則)

第5条 この規定に変更等が生じた場合は、理事会の承認の上決定する。

別表1

項 目	支給額
旅 費	1,000円

別表2

種 類	支給額
理事会	0円
評議員会	0円
監事監査	0円
その他の会議	0円

この規定は、2013年4月1日より施行する。